

令和元年第3回定例会

歌志内市議会会議録

第1日目（令和元年9月25日）

（午前9時56分 開会）

開会・開議宣告

○議長（川野敏夫君） おはようございます。

若干、定刻前でございますが、皆さんおそろいのようにございますので、ただいまから令和元年歌志内市議会第3回定例会を開会いたします。

ただいま出席している議員は8名であります。定足数を満たしておりますので、本日の会議を開きます。

なお、本日の会議中、傍聴席からの報道関係者による写真の撮影を歌志内市議会傍聴規則第8条の規定により、議長により許可をいたしております。

会議録署名議員の指名

○議長（川野敏夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第84条の規定により、会議録署名議員に1番能登直樹さん、6番本田加津子さんを指名いたします。

会期の決定

○議長（川野敏夫君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

この定例会を、本日から9月27日までの3日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

会期は、本日から9月27日までの3日間と決定いたしました。

諸般報告

○議長（川野敏夫君） 日程第3 諸般報告であります。

事務局長から報告いたします。

中嶋議会事務局長。

○議会事務局長（中嶋孝君） 報告いたします。

この定例会に付議されます議案は、市長より送付を受けた議案7件及び報告2件でありま

す。

次に、議長の報告でございますが、令和元年第2回定例会以降、昨日までの議会動向につきましては、本日別紙配付しております諸般報告のとおりでありますので、御了承願います。

また、本会議に説明のため出席する者、本会議の事務に従事する者等につきましては、別記記載のとおりであります。

本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。今日は、全員の出席であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（川野敏夫君） 特段の発言はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

報 告 第 8 号

○議長（川野敏夫君） 日程第4 報告第8号平成30年度決算に基づく歌志内市健全化判断比率についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

おはようございます。

報告第8号平成30年度決算に基づく歌志内市健全化判断比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成30年度決算に基づく歌志内市健全化判断比率を別紙監査委員の意見をつけて次のとおり報告する。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率、将来負担比率につきましては、実質赤字額及び連結実質赤字額がないとともに、将来負担比率は算定されないため、数値は表示されません。

実質公債費比率は13.7%です。

監査委員の意見書につきましては、別紙のとおりです。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これで報告第8号は、報告済みといたします。

報 告 第 9 号

○議長（川野敏夫君） 日程第5 報告第9号平成30年度決算に基づく歌志内市資金不足比率についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

報告第9号平成30年度決算に基づく歌志内市資金不足比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成30年度決算

に基づく歌志内市資金不足比率を別紙監査委員の意見をつけて次のとおり報告する。

特別会計の名称、市営公共下水道特別会計、市営神威岳観光特別会計、病院事業会計、全ての特別会計において資金不足額がないため、数値が表示されません。

監査委員の意見書につきましては、別紙のとおりでございます。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これで報告第9号は、報告済みといたします。

議案第38号

○議長（川野敏夫君） 日程第6 議案第38号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村上市長。

○市長（村上隆興君） おはようございます。

私の提案につきまして、自席での提案御配慮くださりまして、心から感謝を申し上げます。ありがとうございました。

議案第38号教育委員会委員の任命について御提案申し上げます。

下記の者を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

記。

住所、歌志内市字文珠186番地5。

氏名、佐藤友美。

生年月日、昭和54年4月24日。

提案理由は、教育委員会委員、村上智子氏が平成31年3月31日をもって辞任したため、新たに令和元年10月1日から任命しようとするものでございます。

任期は4年間でございます。

次のページをお開き願います。

佐藤友美氏の略歴でございます。

本籍地、歌志内市字文珠186番地5。

現住所、歌志内市字文珠186番地5。

学歴、平成12年3月、國學院大學北海道短期大学部、英語コミュニケーション学科卒業。

職歴、平成12年4月、社会福祉法人滝川社会福祉事業団勤務。

平成17年8月、社会福祉法人滝川社会福祉事業団退職。

平成24年4月、旭川総合システム有限会社勤務。

平成30年6月、旭川総合システム有限会社退職。

令和元年9月、社会福祉法人赤平市社会福祉協議会勤務。

以上でございますので、御同意賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第38号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は、これに同意することに決しました。

この際、ただいま教育委員会委員に任命同意されました佐藤友美さんから御挨拶をいただくため、暫時休憩をいたします。

午前10時06分 休憩

○議長（川野敏夫君） ここで、ただいま教育委員会委員に任命同意されました佐藤友美さんより御挨拶を受けたいと思います。

御登壇願います。

○教育委員会委員（佐藤友美君） ー登壇ー

先ほどは、本会議におきまして、私の教育委員選任についての御同意を賜りましたこと、身に余る光栄に存じます。

また、その重責を感じ、身の引き締まる思いでございます。

私は、小学校4年と中学校1年の2人を学校に通わせる子の母であり、現在は、小・中学生の保護者、そして小・中学校PTA役員活動を通じて教育に携わっております。

さて、全国的には学力・体力の向上、いじめの問題、児童虐待など、教育環境を取り巻く数多くの課題が山積されております。

また、近年は、少子高齢化が進み、歌志内におきましても少子化は著しく、年々、児童・生徒数の減少が顕著であります。だからこそ、私は、認定こども園・小学校・中学校が一体となり、さらには地域社会が一体となり、子供たちを支え、育てていくことが大切だと考えております。

子供たちの学習と生活の両面をとらえ、教育推進のため、微力ではございますが、議員の皆様様の御指導、御支援を仰ぎながら、職務を全うしたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。

○議長（川野敏夫君） ありがとうございます。

以上で、教育委員会委員任命同意の御挨拶を終わります。

午前10時10分 再開

○議長（川野敏夫君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

議案第39号

○議長（川野敏夫君） 日程第7 議案第39号歌志内市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君）　－登壇－

議案第39号歌志内市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（平成31年政令第152号）の公布に伴い、印鑑登録証明事務処理要綱（昭和49年自治振第10号）の一部が改正されたことにより、氏に変更があった者の印鑑の登録に関する事項等を規定するため、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例。

歌志内市印鑑の登録及び証明に関する条例(昭和51年条例第6号)の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料と合わせて御説明いたしますので、定例会資料の1ページをごらん願います。

第2条は、登録資格の規定でございます。国の事務処理要領に倣い、条文を整備するものでございます。

第5条は、印鑑の登録の規定でございます。印鑑登録の際の登録事項に旧氏を加えるほか、所要の条文整備を行うものでございます。

第10条は、印鑑登録のまつ消の規定でございます。第5条の改正に伴い、登録事項とされた旧氏についてもまつ消の対象となるため、条文を整備するものでございます。

第11条は、登録できない印鑑の規定でございます。旧氏の印鑑について、登録できない印鑑から除くなど、所要の条文整備を行うものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則。この条例は、令和元年11月5日から施行する。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（川野敏夫君）　これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君）　討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第39号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君）　御異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

議案第40号

○議長（川野敏夫君）　日程第8　議案第40号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君）　－登壇－

議案第40号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）の一部改正等に伴い、災害援護資金に係る償還金の支払猶予、償還免除等を規定するため、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例。

災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第38号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料と合わせて御説明いたしますので、定例会資料の3ページをごらん願います。

第15条は、償還等の規定でございます。法改正により、災害救助法の適用などによる災害援護資金の貸し付けを受けた者が、償還金を支払うことが困難である場合には、市町村が支払い猶予や破産による償還免除を行うことができるほか、免除等のため市町村に資産等を調査する権限を付与する規定等が追加されたことから、法改正に倣い、条文を整備するものでございます。

第16条は、支給審査委員会の設置の規定でございます。法に基づき、市町村が災害弔慰金及び災害障害見舞金を支給する際に、自然災害によるものであるかの判定が困難な場合には、支給決定の迅速化を図るために、市町村に審査委員会等を設置するよう努めることとされました。

これにより、本市においても必要に応じて災害との因果関係等を審査するための支給審査委員会を設置することができるよう規定を追加するものでございます。

第17条は、規則への委任規定でございますが、第16条の追加に伴い、条の繰り下げを行うものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君）　これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君）　この条例の第16条に、審査委員会を置くことができるという文言になっております。加えて申し上げれば、置かなくてもいいのかなという表現にも何か、そんな感じにも受けとめることができますので、この点についてはどのような考え方をしているのかが1点。

それから、資料の2番目なのですが、3番ですか、3番に「前項に定めるもののほか、支給審査委員会に関し必要な事項は」という文言があります。必要な事項とは、どういうものを指すのか、この点について伺っておきたいと思っております。

○議長（川野敏夫君）　佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君）　1点目の委嘱の関係でございますけれども、これにつきましては、任期の委嘱の関係でございますが、災害が発生した時点から、その災害が終了した時点までという形での任期で委嘱するものでございます。

また、必要な事項の部分でございますけれども、審査の内容といたしましては、災害の部分

の関係が自然災害等によって死亡だとかいろいろな部分の中で、判定の部分で委員の皆様にご意見をいただき、支給決定の迅速化を図るという形の中で設置するものでございます。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） 今の答弁でしたら、発生してからの設置というようなことになるのかなというふうに理解するのですが、発生してから速やかに設置するとなれば、やはりそこにいろいろな物理的な問題が発生するのではないかと考えるのですが、やはり事前にきちっと定めるものは定めるとやったほうが、発生時点でいろいろなことについて速やかに対応できると考えますけれども、その点の考え方についてはいかがですか。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） 現在のところ、そのような形で取り扱っていたということになっておりまして、今後の部分としての検討事項とさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第40号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

議 案 第 4 1 号

○議長（川野敏夫君） 日程第9 議案第41号歌志内市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び歌志内市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第41号歌志内市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び歌志内市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定について、御提案申し上げます。

提案理由は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号）の施行に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）等の一部が改正されたことから、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び歌志内市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例。

歌志内市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正。

第1条、歌志内市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第17号）の一部を次のように改正する。

このたびの主な改正内容であります。本年10月から国で実施するいわゆる幼児教育・保育の無償化に当たり、子育てのための施設等利用給付の創設や無償化についての費用負担、運営に関する基準など、関係法令の改正が行われたため、法令の改正に倣い、条文整備を行うものでございます。

なお、幼児教育・保育の無償化につきましては、本年10月から3歳から5歳までの子どもと3歳未満の住民税非課税世帯で保育の必要性がある子どもについて、利用者負担を無料とする内容になっておりますが、利用する施設によっては利用料の上限額設定や、主食費等については実費徴収することとされているため、無償化の対象外となっております。

それでは、第1条の改正から資料と合わせて御説明いたしますので、定例会資料の4ページをごらん願います。

第2条の改正は、支給認定を教育・保育給付認定に改めるなどの用語の整理のほか、無償化の対象要件である3歳から5歳までの子ども、3歳未満の住民税非課税世帯で保育の必要性がある子ども等を定義づける改正を行うものでございます。

資料の5ページに参ります。

第3条の改正は、法改正により基本理念が改められたため、法に合わせ条文を整備するものでございます。

第5条の改正は、用語の整理及び利用者負担の規定先を明示する改正を行うものでございます。

第6条から資料7ページの第11条までの改正は、用語の整理を行うものでございます。

第13条の改正は、3歳から5歳までの子どもに対する利用者負担の無償化や3歳以上の保育認定を受けている子どもについて、副食費部分が実費徴収となることに伴う低所得世帯の減免規定等の追加、用語の整理を行うものでございます。

なお、本市におきましては、利用者負担や食事の提供に要する費用について、単独施策により既に無償化としており、このたびの改正による利用者への影響はございません。

資料の9ページに参りまして、下段の第14条から資料13ページの第34条までの改正につきましては、用語の整理、規定先の明示など所要の改正を行うものでございます。

第35条及び資料の14ページに参りまして、第36条の改正は特定教育・保育施設が特別利用保育又は特別利用教育を提供する場合の利用申し込みや利用者負担額等の受領について、通常の利用者と同様の取り扱いとすることや用語の整理を含めた所要の改正を行うものでございます。

資料の15ページに参りまして、第37条の改正は、特定地域型保育事業について省令が定める基準に従い、所要の改正を行うものでございます。

第38条から資料17ページの第41条までの改正は、用語の整理を含め特定地域型保育事業の対象である満3歳未満の子どもについて明示する改正を行うものでございます。

第42条の改正は、用語の整理のほか特定地域型保育事業者の連携施設の確保義務についての基準が緩和されたため、省令が定める基準に従い改正を行うものでございます。

資料の19ページに参りまして、第43条の改正は用語の整理や幼児教育・保育の無償化に伴い、特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育に対する利用者負担額も無償化されたこと

から、条文の削除を行うものでございます。

資料の20ページに参りまして、中段の第46条から資料21ページの第49条までの改正につきましては、用語の整理を行うものでございます。

第50条から資料23ページの第52条までの改正は、用語の整理や特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育の準用規定について、省令が定める基準に従い改正を行うものでございます。

資料の24ページに参りまして、附則第2条の改正は、特定保育所における利用者負担額の受領に係る第13条の読みかえの規定を省令が定める基準に従い改正を行うものでございます。

附則。第3条の改正は、第13条において利用者負担や食事の提供に要する費用の取り扱いが改正されたことに伴い、施設型給付費に関する経過措置の規定が不要となることから、条文を削除するものでございます。

資料の25ページに参りまして、附則、第5条の改正は、連携施設に関する経過措置の規定でございますが、経過措置期間が5年間延長されたことに伴い、条文を整理するものでございます。

次に、第2条の改正につきまして御説明いたします。

歌志内市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部改正。

第2条、歌志内市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例(平成29年条例第19号)の一部を次のように改正する。

資料は26ページをごらん願います。

第2条及び附則第2項の改正とも支給認定保護者を教育・保育給付認定保護者に改める用語の整理を行うものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則。この条例は、令和元年10月1日から施行する。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長(川野敏夫君) これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川野敏夫君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川野敏夫君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第41号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川野敏夫君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

議案第42号及び議案第43号

○議長(川野敏夫君) 日程第10 議案第42号と日程第11 議案第43号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君）　－登壇－

議案第42号、議案第43号の決算認定につきまして一括御提案申し上げます。

なお、議案第43号につきましては、市立病院事務長から御提案申し上げます。

議案第42号平成30年度歌志内市各会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度歌志内市各会計歳入歳出決算について、別添のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定に付する決算は、平成30年度歌志内市一般会計歳入歳出決算、平成30年度歌志内市営公共下水道特別会計歳入歳出決算、平成30年度歌志内市営神威岳観光特別会計歳入歳出決算、平成30年度歌志内市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、平成30年度歌志内市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、以上の5会計でございます。

内容につきましては、各会計決算実績報告書により御説明いたしますので、実績報告書の1ページをお開き願います。

平成30年度各会計決算の概要でございます。

朗読いたしまして、説明にかえさせていただきます。

1、平成30年度各会計決算の概要。

平成30年度の決算については、28年度からスタートした「歌志内市総合計画」の基本理念である「みんなで創る笑顔あふれるまち」の実現、さらには、総合計画と同時期に策定した「歌志内市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を重点プロジェクトとして、集中的なまちづくりの推進を行ってきました。

総合戦略が目指す「オンリーワンの子育てと教育による人づくりを大切にするまち」の実現を確かなものにすべく、「子どもを産み育てやすい環境の整備」、「魅力ある産業づくりと地域振興」及び「住民生活の安全確保と住民福祉の充実」を基本としながらも、事業の「選択と集中」により、身の丈に合った健全な財政運営を推進することを念頭に、限られた財源、財産を効果的に活用し、適切な事業の実施に努めました。

「子どもを産み育てやすい環境の整備」では、認定こども園の開園を初め、保育料、給食費の完全無料化、「魅力ある産業づくりと地域振興」では、ワイン用ブドウ試験栽培事業において、圃場整備に向けた農機具の充実、市民ニーズの高いプレミアム付商品券発行事業の継続、市民の健康増進に資することを目的とする温泉施設利用促進事業の充実を図りました。

また、「住民生活の安全確保と住民福祉の充実」では、消防の救助資機材の充実や避難場所へのLPガス発電機の配置、災害時の情報伝達確保のため公衆無線LANの環境整備を行いました。

1、決算規模及び収支の状況。

一般会計以下5会計における歳入歳出決算の総額は、歳入52億5,750万円、歳出50億7,402万6,000円で、1億8,347万4,000円の黒字となりました。

前年度と比較し、歳入で14億382万9,000円、21.1%の減、歳出で13億9,234万9,000円、21.5%の減となりました。

各会計別の収支は、一般会計で1億8,004万1,000円、国民健康保険特別会計で340万1,000円、後期高齢者医療特別会計で3万2,000円の黒字となりました。市営公共下水道特別会計及び市営神威岳観光特別会計は、一般会計繰出金により収支の均衡を図っています。

2、歳入歳出の状況。

(1)一般会計。

歳入増となった主な科目は、繰越金6,601万2,000円(対前年度比52.3%)、市債1億4,344万4,000円(同43.3%)で、前年度を上回りました。

その内訳としては、繰越金は前年度決算による繰越額の増、市債は認定こども園建設等に係る平成29年度からの繰越明許分の増となっています。

一方、歳入減となった主な科目は、繰入金15億2,745万7,000円(対前年度比△87.7%)、国庫支出金4,874万6,000円(同△11.5%)、地方交付税2,350万9,000円(同△0.9%)で、前年度を下回りました。

その内訳としては、財政調整基金からの繰入額の減、臨時福祉給付金給付事業費補助費及び市営住宅交付金、生活保護費負担金、臨時道路除雪事業費補助金の減少による国庫支出金の減、その他土木費における公営住宅家賃対策補助基本額の減少に伴う密度補正の変更による普通交付税の減となっています。

歳出(性質別分析)では、投資的経費が5億6,068万6,000円(構成比12.5%)、義務的経費が21億3,397万7,000円(同47.6%)、その他の経費が17億8,865万3,000円(同39.9%)となっています。

前年度との比較では、投資的経費が1億3,377万5,000円(対前年度比31.3%)の増、義務的経費が5,616万9,000円(同2.7%)の増、その他の経費が15億6,807万3,000円(同46.7%)の減となりました。

投資的経費の増は、認定こども園建築費(平成29年度繰越分)の増によるもので、その他の経費の減は、公共施設等整備基金への積立金の減などによるものです。

(2)特別会計。

4会計合わせて歳入総額は5億9,414万3,000円で、前年度と比較して1,360万8,000円(対前年度比△2.2%)の減で、その主な要因は、市営公共下水道特別会計における繰入金、市債の減及び国民健康保険特別会計における繰越金の減によるものです。

歳出は、投資的経費が4,241万円(対前年度比24.9%)、義務的経費が2億4,495万5,000円(同△6.2%)、その他の経費が3億334万5,000円(同△2.1%)、総額5億9,071万円で、前年度と比較して1,422万円(同△2.4%)の減となっており、投資的経費が増額となった主な要因は、市営公共下水道特別会計における浸水対策資機材及び浸水対策資機材運搬車購入による普通建設事業費の増、義務的経費の減の主な要因は、市営公共下水道特別会計における公債費の減、その他経費の減の主な要因は、国民健康保険特別会計における補助費等の減によるものです。

3、財政構造(普通会計ベース)。

指数面では、財政の弾力性を測定する経常収支比率は96.0%(前年度96.1%)、財政力の強弱を示す財政力指数は0.108(同0.108)、公債費比率は8.7%(同6.7%)です。

また、地方債の元利償還金に加え、下水道等の公営企業が支払う元利償還金への一般会計繰出金などを含めて算出した実質公債費比率は13.7%(同12.4%)です。

4、投資的事業(1件1,000万円以上)。

歌志内市認定こども園整備事業(繰越明許)による新築及び電気設備、中村8号線路側帯改修工事、文珠高台団地公営住宅ボイラー取替工事、神威神楽岡団地公営住宅ボイラー取替工事、神威神楽岡地区改良住宅屋根改修工事、コミュニティセンター暖房設備改修工事、コミュニティセンター舞台吊物設備更新。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（川野敏夫君） 金子市立病院事務長。

○市立病院事務長（金子浩君） —登壇—

議案第43号平成30年度歌志内市病院事業会計決算の認定について、御提案申し上げます。

平成30年度歌志内市病院事業会計決算の認定について。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成30年度歌志内市病院事業会計決算について、別添のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

内容につきましては、平成30年度歌志内市病院事業決算書により御説明しますので、病院事業決算書の9ページをお開き願います。

平成30年度歌志内市病院事業報告書でございます。

朗読いたしまして、説明にかえさせていただきます。

平成30年度歌志内市病院事業報告書。

1、概況。

(1)総括事項。

本年度におきましても国の「新公立病院改革ガイドライン」に基づき策定した「歌志内市立病院経営健全化計画」を病院運営の指針に掲げ、自治体病院としての使命を果たすべく、地域医療の確保と収支改善による経営の健全化に取り組んでまいりました。

医師体制におきましては、院長及び副院長の固定医師2名体制のほか、北海道大学病院や北海道地域医療振興財団の支援により、診療体制に支障とならない運営を維持することができました。

経営面では、薬品費や診療材料費などで費用が減額となりましたが、北海道大学病院などからの応援医師の報酬などで給与費がふえました。

また、入院収益において、入院患者数の減少から厳しい経営となり、医業収益全体では約4,089万8,000円もの減収となりましたが、一般会計繰入金が増額により、収支の均衡を図りました。

結果として、当年度収支で160万5,000円の純利益が生じ、累積欠損金は8億927万8,000円で、本年度の事業運営を終えたところであります。

(ア)患者の状況。

年間延べ入院患者数は1万7,932人（1日平均49.1人）で前年度より1,872人（1日平均5.2人）の減少で、外来患者数は1万2,694人（1日平均52.2人）で、前年度より1,113人（1日平均4.4人）の減少であります。

(イ)財政状況。

(収益的収入及び支出)

本年度の財政状況につきましては、消費税及び地方消費税控除後の金額で計上しております3ページの損益計算書及び19ページ以降の附属書類により御説明申し上げます。

収益的収支につきましては、総事業収益が5億8,886万5,000円で、内訳は医業収益が3億7,170万9,000円、医業外収益が2億1,715万6,000円であります。総事業収益を前年度と比較しますと1,724万8,000円の減であります。

その内訳の主なものは、医業収益の入院収益が4,822万2,000円の減となる一方、外来収益が715万4,000円の増、医業外収益は他会計補助金が2,385万9,000円の増であります。また、特別利益につきましては、本年度の収入はありませんでした。

一方、総事業費用は5億8,726万円で、内訳は医業費用が5億6,587万7,000円、医業外費用が2,138万3,000円であります。

総事業費用を前年度と比較いたしますと1,017万9,000円の増で、その内訳の主なものは、医業費用の給与費が912万5,000円の増、材料費が300万円の減、経費が168万3,000円の増、減価償却費が103万9,000円の減で、医業費用総体では668万3,000円の増であります。医業外費用は、支払利息及び企業債取扱諸費が28万9,000円の減、雑損失が378万5,000円の増で、医業外費用総体では349万6,000円の増であります。特別損失は、本年度は、支出がありませんでした。

(資本的収入及び支出)

資本的収支につきましては、2ページの決算報告書及び23ページの附属書類の消費税及び地方消費税込みの金額で御説明いたします。

総収入額は7,702万8,000円で、内訳は企業債が6,110万円、出資金が1,584万2,000円、他会計繰入金が8万6,000円であります。

総支出額は8,795万3,000円で、内訳は建設改良費が6,127万4,000円、企業債償還金が2,667万9,000円であります。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,092万5,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填したものであります。

以上、病院事業会計の平成30年度事業概況でございます。

議案第42号と議案第43号の決算の認定につきまして一括御提案申し上げました。よろしくお願いいたします。

○議長(川野敏夫君) これより、議案第42号平成30年度歌志内市各会計歳入歳出決算の認定について及び議案第43号平成30年度歌志内市病院事業会計決算の認定について、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川野敏夫君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第42号及び議案第43号については、6名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の審査に付することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川野敏夫君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第42号及び議案第43号については、6名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、付託の上、閉会中の審査とすることに決定いたしました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定に基づき、議長が指名をいたします。

決算審査特別委員会委員に、能登直樹さん、山崎瑞紀さん、山川裕正さん、谷秀紀さん、本田加津子さん、女鹿聡さん、以上、指名をいたします。

ここで、10分間休憩をいたします。

午前10時56分 休憩

午前11時04分 再開

○議長(川野敏夫君) 休憩を解いて会議を再開いたします。

議案第44号

○議長（川野敏夫君） 日程第12 議案第44号令和元年度歌志内市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第44号の補正予算につきまして、御提案申し上げます。

なお、事項別明細書につきましては、企画財政課長から御説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

議案第44号令和元年度歌志内市一般会計補正予算（第2号）。

令和元年度歌志内市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,240万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億8,135万2,000円とする。

2項は省略いたします。

以上で、議案第44号の補正予算につきまして御提案申し上げます。

事項別明細書につきましては、企画財政課長から御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（川野敏夫君） 松井企画財政課長。

○企画財政課長（松井敬道君） それでは、一般会計補正予算事項別明細書の歳出につきまして御説明いたしますので、5ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費10目代替輸送関連事業費22節補償、補填及び賠償金23万9,000円の増額補正は、本年3月末に廃止をした焼山線代替輸送バスに係る経費の精算で、対象期間は平成30年10月から平成31年3月までの運行に対する補償金であります。

13目諸費23節償還金及び割引料155万4,000円の増額補正は、平成30年度障害者自立支援給付費等負担金の精算に伴う道費支出金返還金であります。

次に、3款民生費1項社会福祉費3目障害者福祉費13節委託料92万7,000円の増額補正は、障害者自立支援給付制度の改正に伴うシステム改修委託料で、歳入の国庫支出金において財源措置をしております。

5項児童福祉費1目児童福祉総務費11節需用費1万1,000円の増額補正は、消費税率の引き上げに伴い、未婚の児童扶養手当受給者の経済的な負担の軽減を図るために実施される臨時・特別給付金事業に係る消耗品費で、歳入の国庫支出金において同額を財源措置しております。2目児童福祉事業費3節職員手当等37万円、11節需用費13万円及び13節委託料474万1,000円の増額補正は、国の幼児教育・保育無償化事業に係る経費で、19節負担金補助及び交付金1万8,000円の増額補正は、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金であります。

いずれも歳入の国庫支出金において同額を財源措置しております。

次に、7款1項とも商工費、7ページに参りまして、1目商工業振興費22節補償、補填及び賠償金175万4,000円の増額補正は、中小企業振興保証融資代位弁済金の増であり、定例会資料の27ページに資料を掲載しておりますので、合わせて御参照願います。

本件につきましては、中小企業保証融資委員会の審査を経て、平成29年9月、株式会社プ

ラッサへ運転資金500万円を融資したもので、今年2月28日に破産手続が開始され、3月6日より償還金の延滞が発生しております。これ以降、償還金の回収が困難となり、本年9月4日をもって6カ月が経過したことから、約定書の規定に基づき、北門信用金庫から市に対し代位弁済の請求があったため、予算措置するものであります。代位弁済額は175万3,540円で、内訳は、元金が169万2,738円、利子等が6万802円であります。5目観光費11節需用費22万9,000円の増額補正は、道の駅附帯施設で販売するグッズの購入に係る消耗品費であります。

8款土木費5項住宅費1目住宅管理費19節負担金補助及び交付金636万6,000円の増額補正は、持ち家の住宅改修及び解体除却に係る住宅改修促進助成事業補助金の増であります。

10款教育費2項小学校費2目教育振興費の補正は、小学校のスキー授業の会場をかもい岳から、一、二年生は芦別国際スキー場に、3年生以上は、カムイスキーリンクスに変更することによる予算の組み替えです。内訳は、8節報償費7万2,000円の増額補正は、スキー授業指導助手に対する謝礼で、今まで、かもい岳スキー連盟に委託していたものを個人に指導助手を依頼するものであります。13節委託料30万7,000円の減額補正は、スキー授業会場の変更に伴い、不用となったスキー授業指導の委託料及びスキー用具運搬委託料を減額するもので、14節使用料及び賃借料43万8,000円の増額補正は、スキー授業会場の変更に伴うリフト使用料の増及びスキー用具の運搬可能な送迎バスの借上料の増によるものであります。

3項中学校費2目教育振興費の補正も中学校のスキー授業会場を、かもい岳からカムイスキーリンクスに変更することによる予算の組み替えで、組み替え項目の内容は小学校費と同様であります。内訳は、8節報償費1万8,000円の増額補正は、スキー授業指導助手に対する謝礼の増、13節委託料16万5,000円の減額補正は、スキー授業指導委託料及びスキー用具運搬委託料の減、14節使用料及び賃借料27万4,000円の増額補正は、送迎バス借上料の増によるものであります。

3目外国青年招致事業費19節負担金補助及び交付金1万円の増額補正は、外国青年招致事業に係る一般社団法人自治体国際化協会負担金の増によるものであります。

9ページに参りまして、15款1項1目とも予備費572万3,000円の増額補正は、歳入歳出予算の調整によるものであります。

続きまして、事項別明細書の歳入について御説明いたしますので、3ページをお開き願います。

14款国庫支出金2項国庫補助金2目民生費補助金5節未婚の児童扶養手当受給者臨時・特別給付補助金2万9,000円の増額補正は、歳出の民生費で予算措置いたしました未婚の児童扶養手当受給者臨時・特別給付に係る事務費及び事業費補助金であります。6節障害者総合支援事業費補助金76万6,000円の増額補正は、歳出の民生費で予算措置いたしました障害者自立支援対策推進事業に係る補助金であります。

15款道支出金2項道補助金2目民生費補助金7節子ども・子育て支援事業費補助金524万1,000円の増額補正は、歳出の民生費で予算措置いたしました幼児教育・保育無償化事業に係る補助金であります。

18款1項とも繰入金3目1節とも過疎地域自立促進特別事業基金繰入金636万6,000円の増額補正は、住宅改修促進助成事業に係る繰入金であります。

19款1項1目とも繰越金1節前年度繰越金1,000万円の増額補正は、前年度繰越金の

一部を予算計上するものであります。

以上で、議案第44号の補正予算事項別明細書についての説明を終わりますので、よろしくお願いたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

下山則義さん。

○4番（下山則義君） 1点、質疑させてください。

今の説明で、今回の9月の定例会に義務教育学校の予算が、その提出があるのかと、予算の説明があるのかと思っておりましたが、全くありません。その関係で、今期の冬休み、そして春休みにそういった工事は何も行われぬのか、それにつきまして答弁をお願いします。

○議長（川野敏夫君） 下山議員にお尋ねしますけれども、9月の定例に補正出さなくても大丈夫なのかという意味ですか。（「もちろんです」と発言する者あり）

理事者答弁、佐藤教育次長。

○教育次長（佐藤幸哉君） 現在、義務教育学校の改修工事等々においての精査というものについて、現在やっている最中でございます。したがって、今、事業として令和3年4月の義務教育学校開校に向けてという準備作業をやっている中で、当然ながら予算を措置しなければならない項目もあろうかと思いますが、現在、その事業に向けての作業を進行している最中ということで、9月の定例議会の今回においての補正というまでには至っていないということでございます。（「わかりました」と発言する者あり）

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） 商工費の商工業の振興費の関係なのですが、中小企業振興保証融資事業の175万4,000円の関係で、一般財源からということで、資料の27ページから質疑をさせていただきますけれども、まず1点目、昨今、中小企業の融資に対して何件かの会社が、全部、市が最終的に始末している、こういう経緯もあります。それらも含めて考えますと、この事業の審査にも問題があるのではないかとちょっと疑念を持つわけでございます。

そういう点からちょっと何点か質疑させていただきますが、まず、法人について連帯保証人が、個人がなっております。そういう経緯があります。この連帯保証人についての責務、これについてどのような考え方をしているか。

それから、弁済回収についてでございますけれども、回収内容については破産手続の経過を見きわめて、具体的な取り扱いについて北門信金と協議するというふうになっています。これは協議した上での予算措置をしたのかどうか、その辺が全然不明確です。その点についてお聞きしておきたいと思っております。

それから、既に弁済期日が元年の10月15日ということで、あと3週間ぐらいですか、期日が迫っていますね。そんなこともあって、予算措置したのだらうと考えますが、やはりこの返済についてももう少し考え方について、返済の考え方について過去何件かの会社の絡みもありましたけれども、やはり行政としてももう少し見きわめてしっかりとした返済、最終的にかぶるのはやむを得ないのかなという理解もしますけれども、そこら辺を含めて行政のあり方、このことについてお聞きしておきたいと思っております。

○議長（川野敏夫君） 虻川産業課長。

○産業課長（虻川善智君） まず、連帯保証人である代表者につきましては、既に3月の時点で債務の整理を弁護士に依頼している状況であります。このたびの代位弁済に係る中小企業振興保証融資事業代位弁済については、北門信用金庫より債権届を裁判所に対して行っており

ます。融資額500万円のうち、破産手続開始時の3月7日現在での残高は323万2,000円でしたが、129万4,620円が会社及び連帯保証人名義の預金等で相殺されております。その後も9月3日の時点までに24万4,642円が預金と相殺されており、相殺後の残高が先ほど補正予算で御説明した額の169万2,738円となっているものでございます。

今後も引き続き、具体的な返済方法などの取り扱いにつきましては、約定書に基づきまして、北門信用金庫と協議するとともに、弁護士からアドバイスを受けながら対応していくものと考えております。

また、今後も債権者集会に、これまで2回出席しております。今後は本年12月19日に、次回の集会が予定されておりますので、引き続き出席するとともに、弁護士からのアドバイスを受けながら対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 商工費、観光費の道の駅の附帯施設の件なのですけれども、説明にあったようにグッズの購入分ということで説明を受けました。これどのようなときに使用するものを買うのか、ちょっと聞いておきたいと思います。

二つ目ですけれども、土木費の住宅管理費なのですけれども、今回の住宅改修の促進助成事業、リフォーム助成事業だと思うのですけれども、制度の上限をアップするとかそういうことではなくて、今までの当初の予算は使い切ったので、それ以上の件数分を今回のせてきたのか聞いておきたいと思います。

三つ目なのですけれども、教育費のスキー授業の補正予算であります小学校・中学校の分。これ当初予算のときに、まず、かもい岳スキー場を使う予定で多分当初予算組んでいて、予算委員会が始まったときには先ほどの説明があったように使えなくなって、予算委員会の中でどういうふうにしていくのだという質問をしたときに、必要に応じて補正を組んでいきますという答弁だったと思うのですけれども、それについての多分、今回補正だと思うのですけれども、このほかに今後12月だとか、必要に応じてまた出てくる可能性というのはどういうふうに考えられているのか、お聞きしておきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 虻川産業課長。

○産業課長（虻川善智君） 私のほうから、商工費消耗品、このたび道の駅の附帯施設一般経費ということで、補正させていただいております。

グッズの中身につきましては、現在も道の駅のほうに記念切符、また、道の駅のマグネット、それと歌志内市のカントリーサイン等のグッズを置いております。これら当初見込みの中で予算措置しておりましたが、これまでの入り込み客数等を勘案しまして、今後において不足する部分が見込まれておりますので、それを増額補正させていただいて、購入しながら対応していこうというふうに考えております。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 私のほうからは、住宅改修促進助成事業負担金補助及び交付金補助金の住宅改修促進助成事業について636万6,000円についての内訳について御説明させていただきたいと思います。

既に7件の申し込みがございまして、今月末をもって248万3,000円を支出する予定と、御承認をいただければ支出する予定となっております。

あわせて今後、3カ年平均でございまして、これから来年の3月31日までの分につ

いて388万3,000円を支出予定としたところをごさいます、合わせて636万6,000円ということになってごさいます。

○議長（川野敏夫君） 佐藤教育次長。

○教育次長（佐藤幸哉君） かもい岳スキー場からほかのスキー場へ移るという関係で、小学校・中学校ともにスキー場のあり方ということで、それぞれの学校において協議したところごさいます。

今回、それらについて各学校のほうと教育委員会のほうで積算した結果が、このような提案とさせておりますので、一応は、この先にそれ以外の経費ということについては、今のところ考えている見込みはごさいません。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第44号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

散 会 宣 告

○議長（川野敏夫君） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

（午前11時26分 散会）

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、
ここに署名する。

歌志内市議会議長 川 野 敏 夫

署名議員 能 登 直 樹

署名議員 本 田 加 津 子